

議案第 88 号

佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の  
改正について

佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 6 月 5 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例

佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成  
26 年佐野市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年  
法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条  
の 22 第 1 項の中核市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所  
要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第88号参考資料

佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>